

# 日本再生十二箇条

～ 国と地方が協力し、この国の未来を創る～

平成 24 年 7 月 20 日  
全 国 知 事 会

我々は、明確な財源に裏打ちされ実現可能な責任ある、「日本再生」を果たす政権公約（マニフェスト）を作成することを求め、以下の十二箇条を世に提言する。

## 1 国・地方の協議に基づく日本再生

### 国と地方の連携で、日本再生を！！

全国知事会は、国とパートナーシップの関係に立ち、日本再生を果たす決意がある。

法定化された「**国と地方の協議の場**」の積極的な活用を通して、地方自治に影響を及ぼす政策課題をはじめ、「この国のかたち」について、企画立案段階から地方と積極的かつ幅広く協議するプロセスを強化し、**日本再生を断行するための推進体制を構築**すること。

## 2 震災からの復興

### 東日本大震災による被災地の復興なくして、日本再生はない。

東京電力福島第一原発事故に係る**原子力損害賠償**の完全実施、**除染、廃棄物処理、風評被害対策、産業の復興、雇用対策**などを促進することで、復興対策を加速すること。**被災地の集落再生、交通インフラ再構築**をはじめとする復興対策に全力を尽くし、日本再生の第一歩を確実に踏み出すこと。

## 3 国民の命と財産を守る防災対策

### 東日本大震災の検証を踏まえ、全国規模の超巨大災害をはじめとする防災体制を構築することなくして、日本再生はない。

東日本大震災の検証を踏まえ、災害から国民の生命、身体、財産を守り社会生活・地域経済の安定を図るため、**首都直下地震、南海トラフ超巨大地震の問題を含めた全国規模の超巨大災害に対する防災対策を確実に推進**すること。**日本海西部地域など国の地震・津波調査の空白地域においても調査研究を行うなど、列島に襲いかかる災害から国民を守る防災対策を断行**すること。

## 4 エネルギー対策と原子力安全の確立

地域の安全を基本にエネルギーを安定的に確保しなければ、国民の安心と日本再生はあり得ない。

再生可能エネルギーや原子力発電のあり方を含め、国民的議論により、我が国の中長期的なエネルギー政策の方針を早期に示すこと。

新たな原子力安全規制体制を早期に確立し、専門的な知見等を踏まえ、原子力規制委員会の下で新たな安全基準を確立するなど、安全対策を確実に講じること。シビアアクシデント対策、高経年化原子炉対応、再起動に関する納得の得られる判断、原子力防災対策の強化を確実に進めること。

## 5 緊急経済対策の実施

今なお継続する歴史的な円高・デフレからの脱却なくして、日本の成長はなく、成長なくして再生はない。あらゆる手を尽くして、緊急経済対策を実施すること。

経済の下支えに不可欠な雇用創出基金による雇用を維持、創出し、若年者や高齢者、女性、障がい者などの就業支援を充実するとともに、為替介入や金融緩和政策の強化等の円高・デフレ対策により中小企業の発展を支え、その上で、成長分野の規制緩和や総合特区制度の一層の活用、防災対策に重点を置いた公共事業の推進等の地域経済対策など、地域経済・雇用の活性化対策を迅速に実施すること。

## 6 分権改革の断行

分権による地方の「自主・自立」は、地方からの日本再生に不可欠。

国は、リーダーシップを持って将来の「この国のかたち」を明示し、地方と十分協議の上、国と地方の役割分担を整理すること。また、役割分担に基づき、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、国の出先機関移管の断行を大胆に推進すること。

## 7 国と地方の税財源配分の再構築

住民の生活と安心には、安定した地方税財政の確立が必要。

国と地方の役割分担に応じて税財源の配分を見直すとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方の自主財源を拡充すること。その際、地方一般財源総額を確保し、法定率の引き上げを含め持続可能な地方交付税制度の確立を図ること。

## 8 21世紀型の「地方自立自治体」の確立

全国一律ではなく、それぞれの地域が自ら制度を選択・決定できる仕組により、地域資源を活かし、個性を伸ばすことが、日本全体の成長と再生につなげる礎となる。

特定広域連合への出先機関移管を実現する法律を制定すること。更に、国の関与を最小限とした「スーパー総合特区」の実現等規制緩和の推進、地方自治体が自主的に権限と財源を決定できる地方制度の法制化を目指すとともに、道州制を含めた広域自治体のあり方等を幅広く検討すること。

また、臨時財政対策債の発行額を縮減するほか、これから的地方税の充実・強化を見据え、地方が地方税財源のあり方を主体的に決定できる仕組みを検討すること。

## 9 「多極交流圏」の創設

多様な地域の創意工夫を活発に交換し、交流することが経済を活性化させる。日本に新たな交流圏域をつくることが再生へのステップになる。

各々の地域資源等を活かした多極型の産業構造を構築するため、知識集約産業や次世代環境技術、コンテンツ等の新産業について地方への立地を進めることとし、その受け皿として「大交流圏」を複数構築すること。地理的条件等を踏まえた「大交流圏」ごとの戦略を持ち、国家レベルの公共投資を行った上で、「大交流圏」内外の相互ネットワークを構築すること。

## 10 新たな国土構造の構築

日本を一つにする多様な国土軸は、国民の安全と安心そして日本の成長をつなぐ、日本再生の「背骨」である。

国土のリダンダンシーの観点から、高速交通網の整備による日本海国土軸及び太平洋新国土軸など多重型国土軸による新たな国土構造を構築すること。

迅速かつ機動的に機能する首都圏域内のバックアップ体制を強化する一方で、国全体のBCPを策定するとともに、国土の「双眼構造」を併せて実現すること。

## 11 安心を支える社会保障制度の確立

少子・高齢社会の安心は、日本再生の土台。持続可能な社会保障制度は、「当事者」たる地方なくして確立し得ない。

国民が安心して未来を託しうる社会保障制度とするため、総合的な**社会保障の実現**が求められていることを踏まえ、**国・地方双方にとっての安定財源を確保**するとともに、将来にわたって持続可能な医療保険制度や年金制度等を確立すること。また、**医師不足対策**を推進するとともに、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けて、**子ども・子育て家庭に対する政策を総合的に推進**すること。

その際、社会保障サービスの担い手である地方はまさに「当事者」であり、制度の**企画立案段階から地方を十分に参画させること。**

## 12 「人づくり」から「新たな国づくり」を

**グローバル・グローカル人材、高度専門人材の育成で国づくりを！！**

未来を開く人材育成のため、子どもの可能性を最大限に引き出し、**才能や個性を伸ばす教育制度や人材育成システム**を構築すること。

日本で活躍する**優秀な技術者等の戦略的人材育成**の具体策（研究・就労・起業支援等）を検討すること。

また、**グローバル社会に対応した国際的に活躍できる人材を育成**すること。